

消費生活 相談 Q&A

未公開株購入の 勧誘にご注意！



Q 電話で「上場間近で確実に大もうけができる」と何度も未公開株を勧められていますが、信用できますか。

A 最近、「今この会社の未公開株を買えば半年後には上場して4倍になる」「発行会社との強いコネで購入できる」「あなただけに特別に譲渡する」などと誘われて未公開株＝有価証券を購入したが、発行会社に問い合わせると上場の予定はない、株券が届かない、業者と連絡が取れなくなったなどといった相談が増えています。

未公開株とは、証券取引所や店頭で上場されていない株で、この未公開株が上場された場合、新規上場後の初値が公募・売り出し価格を大きく上回ることが多いため人気があるようです。しかし一方で、実際には上場する予定がないにもかかわらず、上場予定と偽った勧誘や、発行会社自体が架空のものであるなど十分な注意が必要です。

- 未公開株は譲渡制限がある場合が多く、一般に株が出回することはありません。譲渡制限のある株を取得しても、発行会社に株主として認めてもらえません。
- 未公開株の販売などを行うことができるのは、当該未公開株の発行会社や証券業登録を受けた証券会社に限られます。

*未公開株購入の際の注意に関する情報については、金融庁<http://www.fsa.go.jp>または日本証券業協会<http://www.jsda.or.jp>でも紹介されています。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

なりた エコニュース

外来生物について

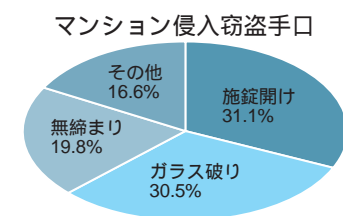
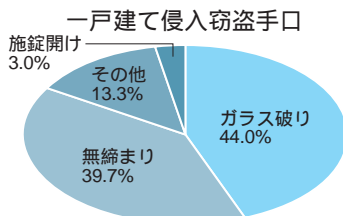
現在、日本に生息する動物や植物などの野生生物の中には、明治時代以降、外国から約2,000種類もの『外来生物』が入ってきたといわれています。外来生物とは、もともとはその地域に生息していなかったのに、貿易や人の移動によって外国から入ってきた生物のことで、身近なものにシロツメクサ(クローバー)、アメリカザリガニ、ミドリガメ、ウシガエルなどが挙げられます。

大部分の外来生物は、自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応します。しかし、中には在来生物と競合し駆逐してしまうなど生態系を乱したり、毒をもち、人をかんだり刺したりすることで、人の生命・身体へ影響を及ぼすものや、畑を荒らすことなどで農林水産業へ影響を与えるものがあります。そのため、平成16年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」が公布され、対策を講ずることになりました。規制対象のうちで「特定外来生物」に指定されたもの(現在80種類)は、飼養・栽培・保管・運搬・輸入その他の取り扱いが原則禁止となりました。

わたしたちも外来生物にかかわる際には、国が掲げる「入れない・捨てない・広げない」という「外来生物被害予防3原則」を心に留め、適切な対応をしていくことが大切です。

くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

消防・防災・防犯 暮らしの安全 知っ得情報



警察庁 平成16年の犯罪情勢より

空き巣などの防犯対策

市内での空き巣などの侵入犯罪被害は、昨年300件を超えています。まずは防犯意識をしっかりとち、できることから始めましょう。

- 出掛けるときは戸締りを窓ガラスが割れにくくなる防犯窓用フィルムなどを貼る
- 郵便受けやガスメーターボックスなど玄関周りに鍵を置かない
- 普段使っていない部屋の鍵掛けも忘れずに
- 家の周辺を整理整頓、すきを見せない

次に侵入防止4原則を紹介します。この4原則は空き巣が侵入しにくいと判断し、侵入をあきらめさせる環境づくりの工夫です。

くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

- 時間...侵入に手間取らせるツーロック、割れにくい防犯フィルム装着ガラスなど
 - 光...暗闇でも人目に付く、感応式点灯ライト、玄関灯の点灯など
 - 目...防犯システムなどの設置されていることを表示する、侵入をためらわせる視覚効果など
 - 音...警報ベルやサイレン音など、音声での威嚇
- そして何よりも一番の効果が隣近所と普段から声を掛け合い、地域の連帯を深めることです。日常のあいさつがとて大切ですよ。

・国保 年金

国保・年金についてくわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民健康保険の資金貸付制度 高額療養費や出産育児一時金が 支給されるまで資金を 貸し出します

国民健康保険の加入者が、高額医療費や出産費の支払いに困ったとき、資金を貸し出す制度があります。

【高額医療費貸付制度】

- 貸付対象者 = 高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人
- 貸付金額と利息 = 高額療養費支給見込額の80%で、無利息
- 貸付期間 = 高額療養費が支給される日まで
- 申請方法 = 医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を添えて、保険年金課か支所住民課へ
- 貸付方法 = 貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払われます
- 返済方法 = 高額療養費支給額のうち、貸付金相当額を返済に充てます

【出産費貸付制度】

- 貸付対象者 = 国保加入期間が6カ月以上で次のいずれかに該当する分べん者の属する世帯の世帯主で、国民健康保険税を完納している人
出産予定日まで1カ月以内の人
妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について医療機関などに一時的な支払いが必要となった人
- 貸付金額と利息 = 出産育児一時金(30万円)の90%で、無利息
- 貸付期間 = 出産育児一時金が支給される日まで
- 返済方法 = 出産育児一時金のうち貸付金相当額を返済に充てます(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)
- 申請方法 = 母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書を持って保険年金課または支所住民課へ



国民健康保険の助成制度 人間ドックと脳ドックの 費用を一部助成します

対象 = 次のすべてに該当する人

- 1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の人
- 前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人(脳ドックは2年以上)
- 国民健康保険税を完納している世帯の人

利用方法 = 指定医療機関に予約をした後、受検日の2週間前までに、保険証と印鑑を持って保険年金課または支所住民課で手続きを。後日承認書を郵送しますので、これを持参し受検してください

指定検査医療機関

成田赤十字病院(☎22-2311)

藤倉クリニック(☎22-1158)

成田病院(☎22-1500)

千葉脳神経外科病院

(☎043-250-1228・脳ドックのみ)

助成率 = 人間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律2万円。なお、検査の種別や費用、項目などは指定検査医療機関、コースにより異なります。

また、健康増進課では、生活習慣を見直す機会として、保健師や栄養士による健康相談(要予約)を行っています。くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。



国民年金の支給 初めて受け取る時は必ず請求手続きを

「年金は65歳になると、自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「老齢給付裁定請求書」を提出してください。

また、希望により60歳から受給する「繰り上げ請求」や66歳以降に受給する「繰り下げ請求」もできます。

なお、市役所または支所で年金の請求手続きができる人は、任意加入期間を含め加入期間のすべてが「第1号被

保険者」の人です。

第3号被保険者期間のある人など、ほかの被保険者加入期間のある人の請求先は社会保険事務所になります。

国民年金には、このほか障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金や死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要となります。

請求に必要な書類などについては、あらかじめ佐原社会保険事務所(☎0478-55-8887)へ。